

令和8年度

## 仕 様 書

業 務 名 こども科学館設備管理等業務

施 設 名 和歌山市立こども科学館

履 行 場 所 和歌山市寄合町19番地

履 行 期 間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 1 業務及び作業責任者・主任技術者の届出

- (1) 受託者は、建築基準法、労働安全衛生法、消防法、電気事業法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、及びその他関係法令並びに和歌山市自家用電気工作物保安規程に基づき、自家用電気工作物の維持及び運用に関する保安業務を行い、常に電気諸設備を円滑に使用できるように保ち、停電その他の事故発生に際しては、速やかに復旧につとめ、関係職員に連絡するとともに原因を正し、設備の安全確保に努める。また、各設備の効率的運用を図り力率改善等、電気の使用合理化を推進するとともに、負荷の変動に注意し、各設備の機能を充分に發揮させ、常に良好な状態に保持するものとする。
- (2) 受託者は、業務実施にあたり、受託者の意思を代理する作業責任者及び技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め委託者に届出ることとする。なお、作業責任者と主任技術者は、兼ねることができるものとする。

### 2 設 備

#### (1) 電気設備

- ① 概要 受電電圧 6.6 kV  
受電方式 三相三線、1回線受電  
負荷設備 単相変圧器 150 kVA 1台  
(電灯)  
三相変圧器 150 kVA × 1台  
(動力)  
高圧コンデンサ 50 kvar × 1台

#### ② 設備

- (ア) 電気室 高圧受変電設備 (屋内キュービクル型) 3面体  
主遮断器 LBS+PF
- (イ) 警備室 防災用複合盤 1火災、防排煙受信  
2動力遠方発停  
3非常放送アンプ  
4親時計  
5エレベータ用インターホン

## (2) 給排水衛生設備

### ①設備

天井扇	2 3 台
受水槽	1 基
高架水槽	1 基
揚水ポンプ	2 台

## (3) 消防設備関係

### ①設備

屋内消火ボックス	4 箇所
屋内消火ポンプ	1 台
自動火災報知設備	
受信機盤（複合盤）	1 面
感知器	
イオン化式スポット型煙	2 1 個
差動式スポット型熱	7 3 個
定温式スポット型熱	3 個
電鈴	5 個
表示灯	4 個
防火扉	2 面
防火シャッター	4 基

## 4 業務内容

### (1) 電気設備

- (ア) 受変電設備の日常巡視点検（月 1 回）及び定期点検（年 1 回）
- (イ) 各機器及び計器類の監視並びに記録
- (ウ) 各機器の運転・停止
- (エ) 負荷設備（電灯照明設備）の点検管理
- (オ) 負荷設備（動力設備）の点検管理
- (注) 定期点検時には高圧関係絶縁抵抗測定は 5 キロボルト以上

低圧関係絶縁抵抗測定は 500 ボルト以下で実施すること。

### (2) 給排水・衛生設備

#### (ア) 換気設備

換気用設備の点検及び機能保持、ダクト及び配管の漏れ・破損腐食の点検

#### (イ) 環境測定関係

受水槽・高架水槽の清掃、揚水ポンプの機能保持その他必要に応じての環境測定

### (3) 消防設備関係

消防法及び建築基準法による設備が、常に充分機能が発揮されるよう保守点検を行う

- ・法定点検、報告

自動火災報知設備・消火栓・非常放送設備・感知器・誘導灯・防火扉・防火シャッター

- ・排煙設備

各受信盤・表示盤等の監視、非常事態の確認・通報、避難誘導等の処理、防災用複合盤の日常点検

5 その他

管理費用の負担

委託者の負担する管理上の必要な諸経費は次のとおりとする

- (1) この仕様書に記載した設備の保守管理上必要な原材料・光熱水費及び消耗品
- (2) その他委託者が認める経費

## こども科学館面積表

1階	室名	面積(m <sup>2</sup> )	3階	室名	面積(m <sup>2</sup> )
	風除室	13.7		展示室	175.1
	エントランスホール	242.5		実習室	100.9
	相談指導コーナー	12.8		準備室	4.1
	受付事務室	28.6		修理工作室	17.3
	更衣室	5		空調機械室	7.3
	湯沸室	4.8		格納庫	8.3
	警備室	14		暗室	2.4
	身障者便所	6.7		研究室	27.5
	女子便所	10.8		多目的会議室	37
	男子便所	15.4		空調機械室	12.7
	空調機械室	18.7		空調機械室	15.7
	ポンプ室	14.5		女子便所	7.1
	階段・通路他	86.61		男子便所	12
	計	474.11		階段・通路他	101.93
				計	529.33

2階	室名	面積(m <sup>2</sup> )	4階	室名	面積(m <sup>2</sup> )
	展示室	302.6		展示室	95
	館長室	28.9		プラネタリウム室	113
	湯沸室	5.7		格納庫	3.8
	資料室	11.9		女子便所	7.1
	資料室	10.3		男子便所	12
	保健室	9.4		係員控え室	6.9
	女子便所	7.2		投光室	5.3
	男子便所	15.4		機械室	37.2
	空調機械室	18.7		階段・通路他	155.38
	相談指導コーナー	14.5		計	435.68
	階段・通路他	88.27			
	計	512.87	その他	室名	面積(m <sup>2</sup> )
			階PH1	E L V 機械室	20.14
			階段室	階段室	14.51
			PH2	階段室	20.82
				計	55.47
				合計	2007.46

#### 現場確認

入札に参加することを希望する者で、見積期間中に現場確認を希望する場合、事前に電話又は文書（FAX等）で申し出ること。申出の締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が当館休日の月曜日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

（申出先） 和歌山市立こども科学館（和歌山市寄合町19）

TEL：073-432-0002

FAX：073-432-0004

#### ※疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で科学館事務長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前の17時まで、ただし締切日が休館日（月曜日あるいは月曜が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日と重なるときはその次の休日でない日）になる場合はその前日の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。



和歌山市立こども科学館



# 業務委託契約書

(案)

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、和歌山市立こども科学館の設備管理等業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

## （委託業務）

第1条 甲は和歌山市立こども科学館の設備管理等業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

## （契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## （委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

## （委託金）

第4条 委託金の総額は、円（消費税及び地方消費税分）円を含む。）とし、1ヶ月当たり、円（消費税及び地方消費税分）円を含む。）支払うものとする。

## （権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

## （再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

## （委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の処理について必要な指示を与えることができる。

## （業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

## （損害の負担）

第9条 委託業務の履行について発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行について発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その不履行分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金を請求しなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、その都度遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、前項の規定に準じ、甲の確認を受けなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、履行すべき委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、率年2.5%を乗じて計算した額の遅延損害金の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。  
(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあっては

その者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。) に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団関係者 (暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行なう者をいう。以下同じ。)

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者 (以下「暴力団員等」という。) が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等 (法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。) を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにも関わらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第 1 項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第 16 条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 49 条に規定する排除措置命令 (以下「排除措置命令」という。) を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令 (以下「納付命令」という。) が確定したとき (確定した納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令 (これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体 (以下「契約者等」という。) に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。) を行った場合にお

いて、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

#### （乙の解除権）

第17条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

#### （賠償金等の徴収）

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないとときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

#### （秘密の保持等）

第19条 乙は、委託業務を履行するに際し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### （合意管轄）

第20条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

#### （補則）

第21条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 4月 1日

甲 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市長 尾花正啓

乙